

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

				資料番号	4	担当課	農産園芸課
法令名	果樹農業振興特別措置法	根拠条項	4	許認可等の内容	果樹園経営計画の内容		
<p>果樹農業振興特別措置法 昭和36年3月30日 法律第15号 最終修正 平成9年6月20日 法律第96号</p> <p>(都道府県知事の認定)</p> <p>第4条 都道府県知事は、前条第1項の認定を受けたい旨の請求があった場合において、その果樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該果樹園経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 前条第2項第2号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。2 前条第2項第3号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。3 前2号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。4 当該果樹園経営計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。							